

関係各位

(社) 電子情報技術産業協会
AV ストレージネットワーク事業委員会
委員長 豊島修次
AV ストレージ機器専門委員会
主査 豊島修次

デジタル放送受信レコーダーにおける機能表示ガイドライン

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会諸事業に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2003 年 12 月の地上デジタル放送開始から 2006 年 12 月の地上デジタル全国展開を経て、日本のデジタル放送受信機の普及台数は、加速度的に伸びてきております。このような状況下で、受信機の形態も多様化してきており、消費者が店頭や各社のカタログ等で商品を選択する際、当該受信機が持つ機能について誤認して購入されることが懸念されます。

当協会では、このような消費者の誤認を防止するために、レコーダーにおける機能表示についてガイドラインを定めましたので、貴社関係部署に周知徹底をよろしくお願い致します。
敬具

記

1. 主旨

日本のデジタル放送が受信可能なレコーダーにおいて、デジタル放送で運用される各種サービスへの対応の有・無が消費者に誤認されないことを目的として、この機能表示ガイドラインを制定する。

2. ガイドラインの適応範囲

2. 1 適応機器

家庭用据え置き型デジタルチューナー内蔵レコーダーを対象とする。

2. 2 表示対象

各社のカタログ、ホームページ及び取扱説明書とする。

3. 機能表示を行う内容

放送視聴時と録画再生時を区別して表示すること

放送視聴時については

18JEITA-デ家第 473 号「デジタル放送受信機における機能表示ガイドライン」による。

録画再生時について本ガイドラインで規定する

3. 1 表示項目

- ①対応する放送の種類（地上、BS、110 度 CS）
- ②HDTV or SDTV

- ③周波数変換 CATV パススルー対応
- ④字幕放送
- ⑤データ放送
- ⑥双方向（データ放送）サービス
- ⑦番組情報の記録（EPG;電子番組表）

3. 2 表示の方法

- ①②③については、放送視聴時と録画再生時で異なる場合はその旨を呼称の近傍に明記するなどの判りやすい表示を行うように努めること。
具体的な表示形式については、各社の裁量に委ねる。
- ④については、非対応の場合或いは視聴時のみ対応の場合、その旨を呼称の近傍に明記するなどの判りやすい表示を行うように努めること。具体的な表示形式については、各社の裁量に委ねる。
- ⑤⑥については、録画再生時に対応している場合、その旨を呼称の近傍に明記するなどの判りやすい表示を行うように努めること。具体的な表示形式については、各社の裁量に委ねる。
- ⑦については、対応していない或いは録画モードにより番組情報を記録できない場合、その旨を呼称の近傍に明記するなどの判りやすい表示を行うように努めること。最低限DVDなどの主たる記録メディアにEPGから取得したタイトルが入ること。具体的な表示形式については、各社の裁量に委ねる。

4. 実施時期

2008年10月1日からとする。

但し、取扱説明書については、対応可能な時期から適用する。

以上

【 解説 】

1. 表示項目の選定について

表示項目については、消費者がデジタル放送受信機を店頭やカタログ等で選ぶという視点で、メーカーが最も消費者に認識頂きたいベーシックな機能を選んだ。また、これらの機能は、放送事業者が視聴者に訴求したいデジタル放送の特長とも一致するものである。

一方、機能表示については、「デジタル放送推進のための行動計画（第7次）」でも、機能が限定されていることについて購入者にわかりやすい方法で明示する等の表現がなされており、その必要性が高まってきているところである。

2. 表示項目の意味について

● 対応する放送の種類

地上デジタル放送、BS デジタル放送及び 110 度 CS デジタル放送の全て、又は一部の受信に対応しているかどうかを記載する。

表示例) 地上デジタル放送チューナ搭載 など

● HDTV or SDTV

ハイビジョンの記録に対応していない場合にはその旨記載する。

表示例) 地上デジタル放送対応 DVD/HDD レコーダー（ハイビジョン記録非対応）など

● CATV パススルー対応

地上デジタル放送の CATV への周波数変換パススルーに対応しているか否かを記載する。

表示例) CATV パススルー対応 (UHF) UHF に限定される場合

● 字幕放送

記録を含めて字幕放送に対応しているか否かを記載する。

表示例) 字幕放送：×（視聴のみ対応）

● データ放送／双方向（データ放送）サービス

記録再生時に対応している場合はその内容が明確になるように記載する。

表示例) データ放送の記録再生に対応しています。

● EPG（電子番組表）

EPG の定義については、

①表示形式（ラテ欄、リスト表示等）にかかわらず表示ができ、

②それに基づいた予約録画ができ

③かつ番組情報に基づいてタイトルを記録できる

こととする。

表示例) EPG：×（予約のみ）

3. ガイドラインの更新

将来、放送サービスのさらなる多様化が想定できるので、その時は、適宜、表示項目を見直すこととする。